

# 大阪市立南港北中学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成27年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「希望にもえた豊かな人間性」育成のために「南港北中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

### ① いじめの未然防止に取り組む

いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに努める

### ② いじめの早期発見に取り組む

ささいな変化に気づくことができる体制づくりに努める

### ③ いじめの早期解決に取り組む

全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりに努める

### ④ 家庭・地域との連携に努める

情報発信・啓発を行い、地域・家庭との協力体制づくりに努める

### 3. いじめの未然防止についての取組

#### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

##### ① 一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくり進める

習熟度別少人数授業、TTによる授業の実施

研究協議をともなう研究授業を全教員が年1回以上実施する。

##### ② 規則正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり

#### (2) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

##### ① 学年・学級・部活動等で、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

##### ② 生徒会・委員会活動を通じ、生徒自らいじめ問題に取り組む姿勢を養い、「いじめ防止」を訴える取り組みを推進させる。

##### ③ 多様な体験を通した人権教育、キャリア教育の推進

障がい者問題・車いす体験、地域での職場体験などの推進により、生徒の社会性をはぐくむとともに、自他の存在を等しく認め、尊重し合える態度を養う。

#### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

##### ① いじめ問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から教職員全員の共通理解を図る。

##### ② 全校集会や学年集会、学級活動などで、校長や教職員が日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

#### 4. いじめの早期発見についての取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

##### ① 生徒観察の充実と情報の共有化

朝の登校指導、朝学活（朝学習）、全校集会・学年集会などを通じて、一日の始まりから生徒観察を行う体制を作る。

休み時間での校内巡視を積極的に行い、生徒の動向の把握と見守りを行う。

日々の学年打ち合わせや主任会、対策委員会などを通じ、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有できるようにする。

##### ② アンケート調査・教育相談の実施

定期的にアンケート調査や教育相談を実施することにより、いじめの実態把握に努めるとともに、生徒がいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

##### ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

週1回来校する、スクールカウンセラーと緊密に連携を取り、情報交換を行う。

必要時には、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに会議に出席してもらい、助言をいただく。

##### ④ 外部機関との連携

子供相談センターや住之江警察少年係と連携し、情報交換を日ごろから行う。

（毎月1回の学警連絡会を活用する）

##### ⑤ 相談窓口を周知する

相談室や保健室、カウンセラーを利用することを周知する。

いじめホットラインなどの電話相談窓口について周知する。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で児童生徒を指導する。

指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### ① 全教職員が団結して問題解決に取り組む体制を作る

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・生徒・保護者から相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は、校内の「いじめ対策委員会（組織）」に直ちに報告し、その情報を共有する。
- ・その後、組織が中心となり、関係生徒から事情を聞き取り、いじめの有無の確認を行う。
- ・事実確認の結果は、校長が教育委員会に連絡する。
- ・被害・加害生徒の保護者に連絡をする。

#### ② 被害生徒および保護者への支援

- ・被害生徒から事実関係の聴取を行う。

「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。

生徒の個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分留意する。

- ・その日のうちに家庭訪問等を行い、保護者に事実関係を伝える。

被害生徒を徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝える。

複数の教員の協力のもと、被害生徒の安全確保を行う。

- ・被害生徒を支える体制づくり

被害生徒にとって信頼できる人との連携

安心して学習、他の活動に取り組める環境づくり

加害生徒の別室対応、出席停止制度の活用

- ・心理や福祉等の専門家などの外部専門家への協力依頼（必要に応じて）

③ 加害生徒への指導および保護者への助言

- ・加害生徒から事実関係の聴取を行う。

いじめが確認された場合、複数の教職員の連携で、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。

- ・聴取後、迅速に保護者に連絡を行う。

事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに継続的な助言を行う。当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に留意する。

一定の教育的配慮の下、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

学校教育法第11条の規定に基づき、懲戒を加えることもある。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。

いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度の育成

- ・集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係の構築

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置を取る。

プロバイダに対して速やかに削除を求める。

必要に応じて、法務局または地方法務局の協力を求める。

- ・情報モラル教育の実施

保護者にも理解を求める。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

名称 「いじめ問題対策委員会」

構成 管理職、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任、養護教諭、

人権教育主担 \*必要に応じて、担任、部活動顧問等を加える

#### 活動内容

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報、生徒の問題行動に関する情報の収集や記録の共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催する。  
迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、  
指導および支援などの方針決定、保護者との連携 など

#### 【年間計画】

##### 委員会の実施時期

- ・学期に1回の定例会議を行う（7月、12月、3月）
- ・いじめ事案があった場合は、随時会議を行う。

##### 調査等

- ・生徒対象のいじめアンケートの実施 年3回（6月、11月、2月）
- ・保護者対象のいじめアンケートの実施 年2回（6月、2月）
- ・教育相談等を通じた生徒からの聞き取り調査の実施 学期初めに行う

##### 研修会

- ・生徒指導研修会（5月）

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

#### 学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制づくり

- ・学校、PTA、地域の関係団体等が協議する機会を設ける。
- ・学校協議会との連携・協力体制を作る
- ・家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携や協力を図る。

### (3) 取組内容の検証

#### ① 「家庭状況調査」や「生徒アンケート」の結果から検証する。

定期的に「いじめ問題対策委員会」を実施し、「生徒アンケート」の結果を踏まえ、未然防止の推進・再発防止に向けて改善する。

#### ② 「運営に関する計画」と関連づけ、自己評価を行う。

## 7. 重大事案への対処

### <重大事案とは>

いじめ防止対策推進法第28条の規定により、次の掲げる場合を重大事態という。

- ① いじめにより、学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより、学校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

① の「生命、心身又は財産に重大な被害」については

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

② の「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

\* 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

#### (1) 教育委員会へ報告

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

調査を行う主体やどのような調査組織にするかを教育委員会が判断する。

#### (2) 学校が調査主体となった場合

教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する

・組織の構成については、「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する
  - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。
  - ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合うとする姿勢が重要。
  - ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。
  
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する
  - ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。  
(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)
  - ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
  - ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。
  
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する
  - ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
  
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる

(3) 教育委員会が調査主体となった場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

